

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0831 第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 適用日 平成30年9月1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD	117点

▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD	117点	生化学的検査(I)判断料(※3:144点)	D007血液化学検査の「30」	ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。 ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること